

新宿区教育委員会会議録

平成18年第1回定例会

平成18年1月6日

新宿区教育委員会

平成18年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年1月6日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 3時28分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員	熊 谷 洋 一	委 員	内 藤 頼 誼
委 員	木 島 富士雄	教 育 長	金 子 良 江

欠席者

委 員 長 櫻 井 美紀子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第1号 「確かな学力の育成」への新たな取り組みに関する方針について
- 日程第2 議案第2号 平成18年度区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について

報告

- 1 平成18年度当初予算の編成について（教育政策課長）
- 2 新宿区立中町図書館の臨時休館について（口頭）（中央図書館長）
- 3 その他

協議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について（教育政策課長）

配布資料

- 1 第4回新宿シティハーフマラソン
- 2 平成17年度企画展「暦の世界へ」

開 会

内藤委員長職務代理者 ことし最初の教育委員会なので、ことしもどうぞよろしくお願い致します。

では、ただいまから平成18年新宿区教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議には櫻井委員長が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いします。

議案第1号 「確かな学力の育成」への新たな取り組みに関する方針について

内藤委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第1号 「確かな学力の育成」への新たな取り組みに関する方針について」を議題とします。

では、議案第1号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第1号 「確かな学力の育成」への新たな取り組みに関する方針について」御説明いたします。

本議案につきましては、昨年11月17日臨時教育委員会で案ということで御協議いただきまして、確認していただきました。その後案を公表いたしまして、昨年11月24日から12月15日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。その結果を踏まえまして、18年度から、この新たな取り組みにつきまして実施するという議案でございます。

1枚めくっていただきまして、ごらんのとおり「確かな学力の育成」への新たな取り組みについて、これにつきましては11月17日の委員会で確認いただきましたものと変わっておりません。案が取れたということでございます。

裏面をごらんいただきます。3番の事業内容で3つ挙げてございます。区費非常勤講師の拡充、年間授業日数の拡充、教員の授業力の向上。この3つの施策をもって「確かな学力の育成」へ取り組むというものでございます。

今回、資料をおつけしております。前回、12月20日にパブリックコメントの意見集約をいたしまして、その場で教育委員会としての考え方の案をお示しました。その場で様々な御意見をいただいております。それを再整理いたしまして、今回資料として添付しております。本議案に関係いたしますので、この件につきましては教育指導課長の方から補足説明として

説明させていただきます。

教育指導課長 それでは、資料について私から補足説明をさせていただきます。

パブリックコメントの結果を踏まえた「確かな学力の育成」への取り組みについてでございますが、今、教育政策課長からお話がございましたように三本柱で取り組んでまいります。そのうち本日は、まずパブリックコメントの実施内容でございますが、17年11月24日から12月15日まで行ったところでございます。前回、概要についてはお話ししましたが、68通の御意見をいただいたところでございます。

まず、意見内容の総括を説明させていただきます。

「確かな学力の育成」という目標及びその育成のためには「学校教育の質と教育環境の改善に取り組む必要がある。」という問題意識については理解が得られたと考えられます。また、「区の費用負担による非常勤講師の増員」、並びに「教員の授業力の向上」については賛成の意見が多数でございました。

一方、「年間授業日数の拡充」いわゆる夏休みの短縮についてでございますが、「夏休みを減らしただけで子どもたちの学力が向上するとは思わない。」あるいは「夏休みを短縮して授業日数を増やすよりも土曜日に授業を行うなど、別の方法があるのではないか。」等の意見が少なからず寄せられております。また、パブリックコメントを含めた実施決定までの手続についても「取り組み内容を決定する過程が不明確である。」あるいは「結論を出す前に広く一般の意見に耳を傾けてほしい。」との指摘がございました。

こうした意見に対する教育委員会の基本的な考え方を説明させていただきます。

新宿区の教育は、これまでも公教育の公正・中立・人間尊重の理念のもと、新宿の子どもたちの健全育成と学力の向上に努めてまいりました。学校関係者が一丸となって他地域と比較してもいささかも遜色のない教育水準を維持してきたと受けとめてございます。しかしながら、「確かな学力」という視点に立って次代を担う児童・生徒の将来を思うとき、現状では十分とは決して言えない。特に多種多様な文化が共存し、次代を担うエネルギーが紡ぎ出される活力ある本区にあって、「この街に育つすべての子どもたちに心豊かでたくましい人生を歩んでもらいたい。」というすべての大人の願いを、公教育は真摯に受けとめなければならないと思います。

パブリックコメントでは、「年間授業日数の拡充」いわゆる夏休みの短縮に集中して反対意見が寄せられましたが、しかしながら、学びの教育環境をより迅速に整えていくためには、年間授業日数の拡充は急務でございます。これだけを単独で実施するのではなく、学校と家

庭、地域、教育委員会が一体となり、ほかの2つの施策と合わせて総合的に取り組むことにより、わかりやすい授業ときめ細かい学習指導を充実させ、すべての子どもたちに学ぶ意欲の伸張と基礎的な学力を保障し、「確かな学力」を育成していく必要があると考えます。

こうした総合力を発揮する取り組みこそ、新宿の公教育の新たな明日を目指す「最初の一步」と考えてございますので、したがいまして、新年度から教育委員会の最重点施策として取り組みを開始したいと、このように考えてございます。

今後の対応でございますが、教育委員会が目指していることを、保護者会等を通じてわかりやすく伝えていくとともに、取り組み内容に関するパンフレットを作成し、周知していく。また、「確かな学力の育成」が確実に実現していくよう、評価・検証システムの確立を図っていく必要がございます。具体的手法としては、子ども、保護者、教員のそれぞれを対象とした意識調査、教育課程についての自己評価、学校評議員との協議の場を活用した取り組み内容の検証等を考えております。

なお、今回実施する3つの取り組みは、「確かな学力の育成」に向けた端緒であり、現行制度の中で実施可能な内容を選択したものでございます。他方、パブリックコメントでは、学校週5日制への疑念も提起されておりました。引き続き「確かな学力の育成」のために、制度上の課題も含め、研究、検討を進めていく所存でございます。

次に「確かな学力の育成」に対する意見への対応ということで、意見の要旨とそれに対応した形で教育委員会の考え方をまとめた資料についても、主立ったところについて御説明をさせていただきます。

裏表で9枚仕立てになってございますが、そのうち四角囲みの2番目の「新宿の子どもたちの学力は本当に低下しているのか。低下している事実を明らかにし、そこから議論すべきだ。」あるいは「日本の子どもたちの弱さが「考える力」であったことを知った上で、教育委員会が教室での勉強量を増やすという方針を読むと、クエスチョンマークをつけざるを得ない。」このような御意見に対してでございますが、教育委員会の考え方を説明させていただきます。

新宿区の子どもたちの学力は、東京都が実施する学力調査では比較的上位にあります。一方、国際的な調査や国の調査等から、具体的な課題に対して自ら考え、判断し、自分から解決する力や学習に対する意欲などに課題があるとの指摘もあります。また、新宿区では「小1プロブレム」や「特別支援教育」への対応、少人数学習指導のさらなる充実など、学校の実態に応じた新たな対応が求められているところです。

こうした背景を踏まえ、授業日数を増やすことも含めた総合的な施策を展開する必要があると判断し、今回の取り組みとなっております。

次に、意見でございますが、「確かな学力育成のための3つの方針は、なぜ3つが同時にセットとして打ち出されたのか。非常勤講師の拡充と教師の授業力向上、この努力がまず先ではないのか。」という御意見。あるいは「新たな取り組み3項目に賛成。とりわけ夏休みを短縮し、年間授業日数を増やす取り組みは、ゆとり教育を是正する観点から有効な措置だと思う。」こうした御意見に対して教育委員会の考え方ですが、確かな学力を育成するためには、きめ細かな指導を可能とする人的支援、年間を通してゆとりをもった計画的な教育を可能とする教育環境の整備、子どもにとってわかる授業を可能とする教員の授業力の向上の3つの施策を総合的に展開することが効果を上げると判断しています。

裏面にまいります、やはり四角囲みの真ん中に年間授業日の拡充について、総論的なところで御意見を承りましたこと。「夏休みを5日減らしただけで子どもたちの学力が向上するとは思われない。」あるいは、「求められているのは余暇時間の縮減などではなく、いかに質としての学校機能が再生するかであろう。夏休みを減らしても学力など向上しない。」とした意見についてでございますが、夏期休業期間短縮は、単に授業時間数を増やすことが目的ではなく、学校の創意工夫のもと年間を見通した授業の計画を立案し、教育課程を再編成することにより、学校の課題を明確化し、年間を通して教育活動の充実を図ることを目的としています。

また、「区費非常勤講師の増員」と「教員の授業力の向上」を合わせて実施し、ゆとりある教育環境の中で、より一層わかりやすい授業やきめ細かな指導を行うことにより、子どもたちの学力の向上を図るものです。このように考えてございます。

3ページ目ですが、年間授業日の拡充について、土曜日授業の実施について、このような御意見をいただいております。「毎週ではなくても土曜日に授業を行った方が、よほど合理的だと思います。」

これについて考え方ですが、土曜日は学校教育法施行規則により公立学校の休業日と定められているため、休業日である土曜日を授業日とすることはできません。このため、土曜日については、既にそれぞれの学校で希望する児童・生徒に対して補習を行うなど工夫をしています。また、土曜日は体験的な活動を中心とした子どもの居場所事業などが定着してきています。なお、土曜日授業の実施については、制度上の課題も含め、今後、研究、検討を進めます。

以上、主立ったところについて4点ほど御説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

内藤委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、パブリックコメントでも、いわゆる夏休みの短縮について、反対を含めいろいろな意見が集中したように、夏休みの短縮ということが非常に、とりわけ焦点になっているんですが、こちらの教育委員会の基本方針としての「非常勤講師の拡充」「教員の授業力の向上」、この2つの施策をとっていくことによって、年間を通してゆとりのある教育を実施するために実時間数として5日間をふやすと。つまり、年間を通してゆとりのある授業を実施するための方策であるということ、区民の皆さんに理解していただく必要があると思います。

それでその点に関連して、夏休みを短縮すると、そのことによって生じたこれまでになかった5日間というのをどう使うんだということに、また興味というか、いろんな意見が集中する可能性が非常にあると思うんですが、この5日間をとりわけ抜き出して、ここで何かやるというふうに考えるのか、年間を通してゆとりのある教育課程を進めていく中で、ごく自然にその5日間というのは消化されるんだというふうに考えるべきなのか、その点をちょっと説明してください。

教育指導課長 ただいまの御質問についてですが、基本的には学校が校長の経営方針に基づきまして、児童・生徒の課題を解決することで、年間の教育課程の編成の中で反映させていくということになります。ですから、とらえ方としては、年間の中で考えていくこととなりますが、今回のこの3つの施策を含めて、確かな学力を育成するための施策でございますから、教育課程も、18年度の教育課程の編成については、私どもより、その施策が十分に取込んで反映されて生かされていくような教育課程をつくっていただくということになります。それは、児童・生徒の課題等に応じてと申し上げましたので、学校によっては拡充した夏休みの5日間を抜き出して、習熟度別学習等、そうした学習を集中的に取り組んでいくのも大変結構な取り組み方だと思いますし、そうした5日間に特化するのではなくて、年間の授業日数全体の中で取り組んでいくということも、それもまた当然大事な取り組み方というふうに受けとめてございます。

内藤委員長職務代理者 御意見、御質問、いかがですか。

では、私の方から。施設面で、8月の最終週に学校で授業を行うということに関連して、

養護学校、小・中学校の冷房設備というのは、現状でどうなっていますか。

教育環境整備課長 冷房設備は入っております。今年度、小学校も含めて設置しましたので、養護学校、中学校、小学校と冷房設備は入っています。

木島委員 5日間という期間を、特別これに当てるとかということではない、結局、年間を通じた教育課程の充実に向けるんだという、今の教育指導課長のお話でわかりましたが、ただ非常にこの期間は暑いので、やはり学校長の判断で、外でのいわゆる体育の時間ですか、これはちょっと校長の判断に任せないといけないと思うんですね。そこら辺のところも柔軟に考えた上でのことだと思いますが、いかがでしょう。

教育指導課長 御指摘のとおりでございます。今回、パブリックコメントでも登下校の時間なども暑くなるので、健康管理で課題があるのではないかとというような御意見もいただいております。そうしたことも合わせて、屋外での活動も含めて、その日の天候であるとか、子どもの体調、体力も含めて、十分把握しているのはやはり学校現場でございますので、学校現場が柔軟に取り組んでいけるよう、教育委員会として支援していく必要があるというふうに思っています。

内藤委員長職務代理者 熊谷委員、いかがですか。

熊谷委員 年間を通じて5日を有効に、全体計画の中で使うというのは大変重要なことだと思いますけれども、今いろいろな夏という条件を十分にお考えになっていただきたいというのは、私もそのように思いますが、私の、今までの少なからず多少は教育の場面に立ち会った関係からいきますと、特に小学校の児童さんだけじゃないんですけども、つまり、半年なり1年間の全体の学ぶべきものの中で、たとえ1日ふえ、2日ふえたということと、単なる1日、2日というのは全く違いますので、その辺の、つまり今まで100日かけて学んだことを102日にすると、それが102じゃなくて150ぐらいの効果を生むということは十分あり得るので、その辺をもっと自信を持って考えて使っていただきたいというふうに思います。

5日の効果というのを真剣に検討していただければ、思った以上の効果が上がるのではないかと思いますので。逆に申し上げますと、単に5日だけということでは対処されると、すべての、我々の考えているような構想と全く違ったことになるというようなことがございます。

それには、やはりフォローアップしていくことが必要ですので、きょうの御説明にもありましたけれども、点検し、検証し、評価でしょうか。「子ども、保護者、教員を対象とした意識調査」、あるいは「教育課程についての自己評価、学校評議員との協議の場を活用した

取り組み内容の検証」と、こういうふうを考えておられるようですが、これを実際、真剣にやっていただきたい。

それから、特にパブリックコメントでは、当事者の子どもの意見というものはちょっとまだ見えていないんですが、いわゆる児童たちがどのように、学ぶ力といいますか、学ぶ意欲といいますか、そういうことを本当に理解し、あるいはそういうことに対して子どもたちが評価してくれるかということは大事ですので、その辺を今後のフォローアップ体制の中でしっかりと考えていただければというふうに思います。

以上です。

内藤委員長職務代理者 あと、この参考資料のパブリックコメント意見集約、9枚つづりの6ページ目なんですが、部活動について。これは、パブリックコメントの方が確か新宿区内だけでなく、都の大会であるとか、あるいは他区を含めた大会であるとか、そういうものに出場する場合は出席扱いとするのか、という趣旨のことだったと思うんですが、意見集約の方にそれが抜けているので。答えの方は部活について触れていますが、大会や他区との関係も十分配慮していきますということは、学校長の判断で十分配慮する、つまり有意義な大会であれば出場を認めるということと理解しますが、この意見集約をその点でちょっと補っておいた方がいいと思います。私も中・高を通じて大いに部活をやっていたから、部活動というのは、大変学校生活の中で大事なことだと思うので、留意してください。

ほかに御意見、御質問。

はい、どうぞ。

木島委員 それと、今、熊谷委員がおっしゃったようなことと全く同じなんですけれども、いわゆる「1週間の具体的な使い方は、各学校により異なりますが」ということですね。これも当然だろうと思います。それと「学校ごとに創意工夫した活用が考えられます。」ということなんです。ですから、これはスタートしたら、また後に、それをどれだけ効果が上がったのか、またその効果が上がった工夫の仕方はどういうことがよかったのか、それも後ほどやはりきちんと検討した上で、いろんなこういう各学校だとか、そういうところにも知らせて、よりよい使い方を検討していくという第一歩だろうと思うので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

内藤委員長職務代理者 はい、どうぞ。

熊谷委員 もう1点だけなんですが、多分おわかりだと思いますので、聞き流していただいてよろしいかと思うんですけれども、今、この5日の延長ということに話題が集中しておりま

すけれども、私は、やはり確かな学力の向上といいますか、あるいは総合的な新宿区の教育の向上ということが大課題ですので、今回の区費非常勤講師の拡充とか教員の授業力の向上はもちろんです、それと合わせてきちっとフォローしていただきたいなと思います。というのは、これは新宿区で、区民のいわゆる税金を使って非常勤の方をお願いするわけですから、これについては、やはりかなり区民の関心も高いですし、あるいはそのことによって大変な効果を上げるという期待をされていると思いますし。また、聞くところによりますと、いわゆる小・中学校の教員については、市区町村での採用という方向がかなり具体化してきつつあります。つまり、全国的に教育の中心的な教員に対する判断というのは、市区町村で自主的にできるということですから、そういう意味からいきましても、この区費非常勤の拡充ということは、今後の正規の教員の採用ということにもつながってきますので、そういうことを考えますと、総合的に授業時間を延長し、かつ教員の質を高め、そして新しい教員を増員するというこのセットというのは、今回のこの試みというのは、必ずしも今回限りではなくて、今後の、大げさに言うと日本全体の教育の方向を、ある意味では示すものとなりますので、そういう意味で、いい意味で自信を持ってフォローしていただきたいということです。

以上でございます。

内藤委員長職務代理者 あとはいかがですか。では、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第1号 「確かな学力の育成」への新たな取り組みに関する方針について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長職務代理者 議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議案第2号 平成18年度区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について

内藤委員長職務代理者 次に「日程第2 議案第2号 平成18年度区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について」を議題とします。

では、議案第2号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第2号 平成18年度区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について」について御説明をいたします。

本議案につきましては、落合地区の区立幼稚園の募集状況により、この学級編制方針につ

いて一度変更を加える必要が出てまいりました。具体的には、編制方針をごらんいただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、編制方針の2の学級編制について、(2)の4歳児募集についてでございます。4歳児の募集につきましては、応募者が12名未満の園では4歳児の学級編制を行わないというのが基本でございますが、今回 というところで追加をさせていただきました。前項の規定にかかわらず、現状では落合第六幼稚園については隣接する区立幼稚園に空きがなく、通園困難者が発生するため、特例的に10名以上集まれば学級編制を行うというふうに を追加いたしましたものでございます。

この変更に至った提案の理由につきましては、資料にもとづきまして、学校運営課長の方から御説明申し上げます。

学校運営課長 それでは、学級編制方針に添えております資料をごらんいただきたいんですが、はじめに17年12月15日現在の幼稚園児の応募状況についてという表がございます。こちらは縦に幼稚園名があり、横が3歳児、4歳児、5歳児でございますが、横の中央、4歳児の欄の縦の方でずっとおくっていただいて、落合第一幼稚園から第六幼稚園までをごらんいただきたいんですが、落合第一幼稚園では30名の定員で4歳児を募集したところ、6名の応募でございました。落合第三幼稚園は17名が3歳児保育から持ち上がった上で、13名の募集定員に対し、定員を超える14名の応募がございました。落合第四幼稚園は15名が3歳児から持ち上がった上で、新しい応募はございませんでした。落合第五幼稚園は30名の募集人員に対し、応募はございませんでした。正確には応募期間の初日に1名応募がありましたが、お1人だけだったということですのですぐに取り消され、落合第六幼稚園へ応募し直されたものでございます。落合第六幼稚園は、30名の募集人員に対し10名の応募でございました。

ごらんのように、落合第一、第五、第六という3つの園で、学級編制基準の12人を下回っております。ただ、下回ったまま公立幼稚園を希望しながら入れない、あるいは休園、休学級にならざるを得ない状況の園の応募者の合計が16名という状況でございます。

続きまして、この表の後ろにA4横の表を添えておりますが、これは落合第一幼稚園と第六幼稚園に応募された方を、それぞれグリーンと黄色に。青で書いておりますのは、落合第三幼稚園で待機されている1名の方でございます。それぞれの住所を丁目までを表示しておりますけれども、そこから関連する園への距離を書いたものが右の表の数字でございます。落合第三幼稚園は定員いっぱいでございますので、ここへは通えないといたしまして、第一と第六に手を挙げていらっしゃる方が、いずれも成立しなかった場合は、落合第四幼稚園に通わなければならないんですが、黄色の表示をした落合第六幼稚園応募者につきましては、

一番近い方でも2キロ以上、一番遠い方は2.75キロというかなりの距離がございます。

最後に添えておりますのは、落合西地区を中心とした幼稚園の配置と応募者のお住まいを表示したものでございます。ピンクで表示しておりますのが、現在運営しております幼稚園の所在地です。グリーンの丸は落合第一幼稚園に応募された方の御住所。黄色の丸は落合第六幼稚園に応募されている方です。ブルーの丸がございまして、これは落合第三幼稚園に応募されて待機している方です。

一見してわかりますように、落合第三幼稚園がこの落合西地区の中央にあり、3歳児保育からやっていることから大変人気が高く、こちらに集中する一方で、落合第一と第六は現在5歳児学級のための編制。落合第五幼稚園は、現在4歳児学級のための編制でございます。東の方の落合第四幼稚園は3歳児保育からやっておりますので、3歳児から5歳児までがそろっております。

来年度、この学級編制基準の12名の基準をこのままかたくなに守りますと、落合第一幼稚園に手を挙げていらっしゃった6名は、落合第四幼稚園に少々遠くても通うことができますが、落合第六幼稚園に応募された方々につきましては、2.5キロ平均で離れている落合第四幼稚園に通うしかないのですけれど、この幼稚園も4歳児の定員30名がございまして、全員は入れないということになっております。そうなりますと、教育委員会が定めた12名という学級編制の基準の人員でございますが、この落合第六幼稚園は、従来この学級編制基準に満たないで休園、休学級の取り扱いをしたどの園と比較しても、近接の公立園が非常に遠いという特殊事情がございます。結局、この10名の方々を公立幼稚園として受け入れることができなくなりますので、ここは大変特例的な取り扱いではございますが、18年度の学級編制方針の一部を改定して、18年度の落合第六幼稚園で4歳児学級を編制したいと考えるものでございます。

雑駁ですが、これで説明といたします。

内藤委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

今の御説明で、地理的な環境からいっても、12名未満の園では4歳児の学級編制を行わない云々とありますが、人数的にも非常に接近していることなので、妥当な措置であると思いますが、いかがでしょう。

はい、どうぞ。

木島委員 この地区というのは、北の方と言うんですかね、豊島区と中野区のちょうど境目で、落合のちょうど一番端っこなんですね。確かに宅地が非常に多いんですが、いわゆるほ

かの落合地区と比べて一軒一軒が狭くないというか、そういう地区に相当して。これからは集合住宅なんかがふえるんだらうと思いますが、今の状況ではそういうような宅地状況だらうと思いますから、この措置は、距離的にいってもちょっとほかのところでは幼稚園としては遠いのではないだらうかと思うので、私は妥当だらうと考えますが。

内藤委員長職務代理者 ほかに御意見ございますか。

熊谷委員 結構、この距離が遠いというのは、今非常に子どもたちの安全の面とか、それから地域にとっても非常に関心がありますので、できるだけその実情に合わせて、いわゆる通園距離というのは教育委員会できちっとフォローした方がいいと思いますので、妥当だというふうに考えますが。やはり、2キロ以上、あるいは3キロ近くというのは、大変いろいろな意味で何となく不安材料を、保護者の方も持たれると思いますので、そういう意味からも妥当だと思いますので。

内藤委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第2号 平成18年度区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長職務代理者 議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成18年度当初予算の編成について

内藤委員長職務代理者 次に事務局からの報告を受けます。

金子教育長。

教育長 報告1、平成18年度当初予算の編成については、現在予算査定の作業を進めているところで、意思形成過程中的の案件であり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がありますので、非公開による報告とさせていただきたいと思います。

内藤委員長職務代理者 ただいま、教育長から報告1について、非公開による報告の発議がありました。

報告1、平成18年度当初予算の編成についてを非公開による報告にすることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

〔報告1、平成18年度当初予算の編成については、非公開で行うことの議決があったため、別途議事録を調整する。〕

報告2 新宿区立中町図書館の臨時休館について

報告3 その他

内藤委員長職務代理者 それでは、報告2について報告を受けます。

中央図書館長から御説明をお願いします。

中央図書館長 それでは、中町図書館の臨時休館につきまして、報告をさせていただきます。

中町図書館につきましては、児童館とことぶき館との複合施設でございます。中町の児童館の通路階段、天井部分、こちらの方の汚れがひどくて塗装することになりました。このため、養生、足場設置、こういう期間も含めて、2月11日土曜日の祝日ですが、13日の月曜日までの3日間、表階段が利用できないということで、図書館につきましても、図書館の開館日に当たります2月12日の日曜日を臨時休館といたしたいと思っております。

区民及び利用者への周知につきましては、2月5日の区の広報及び館内ポスターで行う予定であります。なお、職員につきましては、図書整理のため出勤いたす予定でございます。

以上でございます。

内藤委員長職務代理者 説明が終わりました。

報告2について御質疑のある方は、どうぞ。

これは、施設の整備というか、やむを得ないことだと思います。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で、報告3、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 特にございません。

内藤委員長職務代理者 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

協議1 「教育行政の推進にあたって」について

内藤委員長職務代理者 では、引き続き協議に入ります。

協議1、「教育行政の推進にあたって」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 それでは協議案件でございます。「教育行政の推進にあたって」について御説明をいたします。

資料は2点と、今机の上に御配布しております17年度の「教育行政の推進にあたって」とい

うことで、この3点の資料に基づいて御説明をしたいと思います。

18年度の「教育行政の推進にあたって」につきましては、11月4日の定例の教育委員会で、この改正に当たっての基本方針を確認していただきました。その後、12月2日の定例の教育委員会で素案について御審議をいただいております。きょうは、その素案について御審議いただきました12月2日の教育委員会での議論、あるいはその後事務局内部で議論をいたしまして修正した部分も含めて、御説明をしていきたいと思っております。

それでは、まず1枚めくっていただきまして、この教育目標につきましては方針の中で確認していただきましたように、今回18年度につきましても、このままいくということで、この教育目標をどういうふうに、「推進にあたって」をレイアウトしていくかについては、また次回、2月3日の定例の教育委員会でお示ししてまいりたいと思っておりますが、教育目標についても掲載をしていくということでございます。

それでは、基本方針の部分について、その次のページ以下記載しております。前回、12月2日の定例教育委員会での協議で様々な御意見をいただきました。それに基づきまして事務局の方で修正を加えまして、あるいはまた独自にその後の議論の中で加えたものもございます。基本的には、12月2日にお示したところから変更になった部分について御説明をしてまいりたいと思っております。

まず基本方針1、「『地域社会や国際社会において信頼される人』を育てる教育の推進」のところでございますが、ここは(3)、前回と変えておりませんが、御意見としては「規範意識を高める教育」というアンダーラインの部分について、内藤委員の方からわかりにくいという御指摘がございました。我々も検討してみたんですが、これは文部科学省、あるいは東京都教育委員会もこういった使い方をしております。規範意識というのは、社会ルールを守るという意味合いを説明する言葉としてほかになかなか考えられないということで、このままで、私どもとしてはいきたいというふうに考えております。

それから次のページをめくっていただきまして、基本方針2、「確かな学力の育成と個性や創造力を伸ばす教育の推進」、この部分でございます。ここは少し変更がございます。まず(3)でございます。(4)も含めまして、この部分につきましては、熊谷委員の方から御指摘を受けた、例えば確かな学力の育成という今回の取り組みがございますが、その辺について方針2あるいは3に散らばっている部分について整理をした方がいいということで、今回、方針2の方にまとめてみたものでございます。変更内容は真ん中にご覧いただけますように掲載箇所の変更ということで、(3)につきましては方針3から2の方に持ってきておりま

す。ここでは若干文言も修正しておりますが、「学習効果を高める少人数指導を充実するとともに、児童・生徒の実態や各学校の実情による課題に対応するため、講師を増員して配置する」というふうな表現にさせていただいております。

それから4番目でございますが、ここも方針3から方針2の方に掲載箇所を移動させております。前段の部分ですが、「年間を通してゆとりある教育課程を編成し」、この部分は年間授業日数の拡充を平たく書いたといいますが、意識して書いたところでございます。それから、「特色ある学校づくりを進めるとともに、個に応じたきめ細かな指導の充実と家庭学習との連携を図る。」、ここで特色ある学校づくりのところを入れて。また以降でございますが、「また、児童・生徒や地域の実態等を踏まえた適切な学校経営を行うため、外部評価や学校評議員制度の活用を図る。」ということで、開かれた学校づくりの一部をここに加えておりますが、これは今回の取り組みにつきまして、今後検証していくという意味で外部評価、あるいは学校評議員制度の活用を図っていくと、そういう意味合いでここに盛り込ませていただいたところでございます。

(5)の方は、12月の時には6番目に出しておりますが、ここは一部そのときの委員会で御意見をいただいている中で、「児童・生徒に分かりやすい授業を行うため、教員の資質や指導力について研究・検討を進めるとともに」というふうに直しておりますが、以前は「授業や教員の資質と指導力について」というふうになっておりました。その中で目的と手段を分けた方がいいだろうという御指摘がございましたので、「児童・生徒に分かりやすい授業を行うため、教員の資質や指導力について」云々というふうに改めさせていただいております。

それから次のページでございます。

基本方針2の6番目でございます。ここは今回新たに入れたところです。12月2日にもございませんでした。急遽ここに入れたところでございます。学校教育における読書活動ということで、「子どもが進んで読書を行う態度をはぐくみ、豊かな心情と学力の基礎となる読解力を育成するため、学校教育における読書活動を充実する。」ということで、新規につけ加えさせていただいております。これは、従前は、今追加で御配布いたしました基本方針5の3のところでございますが、その中で、また以下で「すべての子どもたちが本とふれあえるよう読書環境の整備を推進する」というようなことを入れておりましたが、ここではっきり明確に「学校教育における読書活動を充実する」ということで、18年度、積極的に主要施策として位置づけていきたいというふうに考えて、新たに追加したところでございます。

これ以下については、12月2日時点から変更しておりません。

次の方針3になりますが、「魅力ある教育環境づくりの推進」。ここについての変更箇所でございますが、一番上、変更内容として掲載箇所の変更をしております。3の(1)につきましては、3の(3)の方に一部持っていきまして、方針2では「外部評価、学校評議員の意見を反映し」というところを移行させておりますが、3の(1)の方に持っていております。

それから、ここでの基本方針3の(1)につきましては、前回、新規ということで、「幼児教育の今後の方向性を示していく」というくだりがありましたが、ここだけでは抽象的でわかりにくいという御指摘を受けたところです。したがって、何のために、どういった方向性をと、具体的な方向性を少し示す形で書き直したところです。「就学前の子どもに対する幼児教育の機会を充実するため、幼稚園と保育園の連携・一元化をさらに進めるとともに」ということで、この辺を追加させていただいております。

それから1つ飛ばしましてその下、掲載箇所の変更ということで、先ほどの少人数指導につきましては、基本方針2の方に移行させております。

「地域に根ざした教育活動を展開するため、「スクールスタッフ新宿」や「学校ボランティア」を派遣し」というところにつきましては、基本方針の4の方が据わりがいいだろうということで、そちらの方に移行させております。

その次の特色ある学校づくりについては、先ほど御説明しました基本方針2の方に移行させております。

次のページ、基本方針3の(3)になりますが、これは先ほど掲載箇所の変更ということで、「学校情報の公開や公開授業の実施」というところをこちらに移動しております。これは学校選択制にかけて、学校選択制度の区民、保護者への周知ということで、情報発信のツールという形で「学校情報の公開や公開授業の実施」ということを頭に持ってきております。これは12月2日はございませんで、今回変更してお示ししているところでございます。

それから(4)のところでございますが、「地域開放にも配慮した」というところを加えております。これは前は「地域に開かれた学校づくり」というふうになっておりましたが、理念的なことを言っている部分ではなくて、この部分については施設の開放というところを言っておりますので、紛らわしいので「地域開放にも配慮した」ということで、施設について言及しているところを明らかにしたというところでございます。

その次、(5)、(6)、(7)についても変わっておりません。ただ、場所が少し入れ

かわっております。

それから次、基本方針の4でございます。「学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化」、この部分でございますが、掲載箇所の変更ということで、先ほど御説明いたしました基本方針3にあったものを、この4に持ってきております。(2)の「地域に根ざした教育活動を展開するため」のところでございますが、内容から掲載箇所についてはこの方が据わりがいいだろうという判断で、こちらの方に持ってきております。

(4)の方ですね、「保護者が自らの役割や重要性を自覚し見つめ直し」というところで、ここは抹消の部分、アンダーラインについては変わっておりませんが、12月2日の時については、家庭教育の重要性の再認識についてはもう少し踏み込んだ表現が必要ではないかという御意見をいただいたところですが、踏み込んで書きますと、施策的な話まで表現するような話になってまいります。ほかも全体の基本方針のレベルとして施策まで踏み込んでおりませんので、これにつきましては後で御説明いたしますが、PR用のパンフで、今回基本方針についてもわかりやすく説明してまいりますので、その中で触れたいというふうに思っております。

最後の基本方針5でございます。「生涯にわたって学びつづけられる環境の整備」というところでございます。ここでは(3)のところでございます。「新しい時代にふさわしい図書館」云々でございますが、ここはアンダーラインの部分、「の今後の基本的なあり方を検討するとともに」というところで、下の「るとともに」というところを取りまして、「今後の基本的なあり方を検討するとともに」というところを加えております。下の「学校図書館と連携し」というのは前からございましたが、12月2日の方で変更しておりますが、今回1月6日、きょう御提案する中では図書館運営協議会の提言を受けまして、18年度の基本的な方針を検討してまいりますので、この辺について触れたところでございます。

基本方針については以上でございます。今回につきましては、この基本方針について御協議いただきまして、2月3日には議案として議決をいただきたいと思っております。

それからもう1点のPR用のパンフ・イメージということで、左肩の四角の枠に入れておりますが、今回、先ほど来少し触れておりますが、これまで「教育行政の推進にあたって」ということで対外的にもお示ししてまいりましたが、いまひとつわかりにくいということで、もう少し読んでわかりやすい、それともう1つは、18年度に教育委員会が何をするのか、あるいはしようとしているのか、そういったところが少しわかるような形で整理をしてみたいと思ひまして、きょう御提示するのはあくまでイメージということで、具体的にはまだ

確定したものではありませんが、大体こういった形で整理をしていきたいというふうに思っております。

これは、1月中に事務局の方で整理をいたしまして、改めて2月3日には御報告できると思いますが、中身といたしましては、今御説明をいたしました基本方針を全体として5、6行でまとめまして、その下に例えば基本方針1であれば、18年の重点課題として、1つは「少年犯罪の凶悪化を踏まえ、「規範意識を高める教育」など「心の教育」を充実していきます。」と。あるいは「食育基本法の趣旨を踏まえ、学校教育などにおける「食の教育」を充実していきます。」こういった18年度の重点的な課題を挙げた上で、それに対する主要施策・新規事業という形で、「心の教育」「食の教育」の推進。実施計画の中では2つ、「国際理解教育の推進」あるいは「平和啓発事業の推進」と。こういう形で、事業も含めまして教育委員会が18年度に何をするのか、わかりやすく説明できるような形で、なおかつ基本方針を踏まえての話として、パンフレットとしては、まだちょっとイメージが確定していませんが、従来の、今資料としてお配りしております「教育行政の推進にあたって」と一体としたパンフレットにしていきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。よろしく御協議のほど、お願いいたします。

内藤委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

アトラダムな質問で恐縮ですが、基本方針2の項目6の「子どもが進んで読書を行う」、これは今までなかったですかね。読書の大切さというのは、いろいろこれまでも言われていたと思うんですが、抜けていましたか。

教育指導課長 これまでは基本方針の5で述べられているだけでございました。

内藤委員長職務代理者 はい、わかりました。

言葉づかいの問題で恐縮だけど、とりわけ子どもが主語になっていると「読書を行う」というのは、「読書を行う」と言っている間は読書をしないだろうと思うので、「読書をする」で結構だと思います。そのほかにも「行う」という言葉が数は少ないんだけども幾つか出てくるけれど、「行う」というのは全部「する」で言いかえてください。言いかえてくださいというか、十分に言いかえられると私は考えます。御検討ください。

御意見いかがですか。御意見、御質問ありますか。

これは、毎年審議していることですが、1年間でこの目標を達成するというよりは、こういう目標を掲げてこの1年間教育行政を推進しますということだから、こんなところでもいいんじゃないかと思えますけれどもね。あえて言えば基本方針3から基本方針2の「確かな学

力の育成」に繰り込まれたために、基本方針2がちょっと項目的にほかに比べると重くなっているけれども、確かな学力の育成は、とりわけ本教育委員会の大きな目標だから、基本的にはこれで結構じゃないでしょうか。文言の整備についてはもう少し工夫してわかりやすくしてください。

よろしいでしょうか。何かありますか。

熊谷委員 では1つだけ。

内藤委員長職務代理者 どうぞ。

熊谷委員 このPR用のパンフ・イメージですが、PRは大変重要だと思うんですけども、これはいわゆる17年度のこれにかわるものをお考えなんですか。それとも、これはこれでつくられるということなんですか。

教育政策課長 先ほど説明が不足していました。実はこのパンフレットに、ちょっと今内部で考えていますのは、これはほぼ同じ体裁で、もう1枚つけて、折り込みで6ページになるようなイメージを考えているんですが、別々に御配布するの何何です。そうすると教育目標のあたりとか、少し工夫する必要があるところが出てきますので、基本方針については従来のような形で整理をした上で、課題とか主要施策・新規事業が出ているものについて、こちらの方に1枚つけ加えていくとか、そのような整理を考えております。

熊谷委員 わかりました。これはこれで基本方針がきちっと項目別に並んでいるというのは大変いいことだと思いますし、それからそれを具体的な事業にある程度結びつけて、こういうふうに説明していただくと区民の方はわかりやすいと思うんですけども。今、どこでもそうなんだろうけれども、いわゆるこういうPR媒体はほとんど電子メディアというか。ですから、ホームページにはどういう形で。今これは載っていますか。私もちゃんと見ていないで申しわけないのですが。

教育政策課長 一応載っておりますが、また工夫をしてみたいと思いますが。

熊谷委員 よろしく願いいたします。ちょっとホームページに載せるとすると重たすぎるんで。うまくホームページで特に区民の方が気楽に見られるような形でされるといいと思いますので、よろしく願いいたします。

内藤委員長職務代理者 ほかに御意見、御質問はありますか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、協議は以上で終了いたします。

閉 会

内藤委員長職務代理者 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時28分閉会